

令和6年国東市農業委員会 第5回（5月）総会議事録

1. 開催日 令和6年5月9日（木）午後2時00分～
2. 開催場所 国東市役所 201・202会議室
3. 出席委員 14名出席
4. 欠席委員 無 （13番 徳丸委員は令和5年8月末で辞任）
5. 議事日程
 - 議案第23号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 議案第24号 農地法第5条の規定による許可申請について
 - 議案第25号 農用地利用集積計画について
 - 議案第26号 農用地利用配分計画について
 - 議案第27号 農地法の規定による非農地証明書の交付について
 - 議案第28号 農地法第5条の規定による事業計画変更申請について
6. 報告事項
 - 非農地の取消について
7. 協議事項
8. その他

発 言 者	発 言 内 容
事務局	定刻になりましたので、令和6年第5回国東市農業委員会総会を始めたいと思います。 では、本日の資料を確認します。 (資料確認終了) 出席確認 本日は、欠席者は無しで、13番 徳丸委員が令和5年8月いっぱいまで辞任し1名欠員ですから、委員総数14名全員の出席となります。 農業委員会等に関する法律第27条第3項の規程により本総会は、成立することを報告いたします。 それでは、秋國会長にあいさつをお願いし、引き続き本総会の議長をお願いします。 (会長あいさつ)
議 長	議事録署名委員の指名をさせていただきます。8番 吉本委員、14番 佐藤副会長を指名しますので、よろしくお願いします。 それではさっそく議事に入ります。 議案第23号 農地法第3条の規定による許可申請について事務局より説明をお願いします。
事務局	(資料に沿って説明)
議 長	議案第23号 農地法第3条の規定による許可申請について申請番号30番から34番まで事務局より説明がありましたが、ご意見・ご質疑はございませんか。 (意見・質疑なし) それでは、議案第23号 農地法第3条の規定による許可申請について承認される方の挙手を求めます。 (全員挙手)

	議案第 23 号 農地法第 3 条の規定による許可申請については、全会一致で承認されました。 次に、議案第 24 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について事務局より説明をお願いします。
事務局	(資料に沿って説明)
議 長	議案第 24 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について、申請番号 3 番から 8 番まで事務局より説明がありましたが、続いて、本日ご出席の農地利用最適化推進委員の方から補足等説明をお願いします。
推進委員	(申請番号 4 番について伊藤委員、申請番号 5 番及び 6 番について和田委員、申請番号 7 番について早野委員の順に補足説明)
議 長	事務局・推進委員の方から説明がありましたが、ご意見・ご質疑はございませんか。 申請番号 6 番の工期が令和 8 年 3 月 31 日までと説明があったと思いますが、資材置場だということですが少し長い様な気がするのですがどうでしょうか。
事務局	隣接する市道の高さまで、自社の工事による残土で盛土する予定で、少し余裕を持った工期になっています。
議 長	申請番号 3 番の駐車場用地ですが、以前も隣接地で同様に駐車場用地として転用申請があり許可した医療法人だと思いますが、以前の許可の際に隣接地の住民から計画時に「いいですよ」といったものの、出来上がってみると思ったより出入りの交通量が多く、うるさいしほこりもたつがどうかならないかと言われたことがあります。今回は周囲をウォーキングコースにすると説明がありましたが、その辺の説明をもう一度お願いします。
事務局	周囲の農地への影響を防ぐため、農地との境から少し入った部分を駐車場とし、周囲はウォーキングコースにするという周辺農地への配慮と聞いています。

議 長	ほかにご意見・ご質疑はございませんか。 (質疑・意見なし) それでは、議案第 24 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について承認される方の挙手を求めます。 (全員挙手) 議案第 24 号 農地法第 5 条の規定による許可申請については、全会一致で承認されました。 次に、議案第 25 号 農用地利用集積計画について事務局より説明をお願いします。
事務局	(資料に沿って説明)
議 長	議案第 25 号 農用地利用集積計画の説明が事務局よりありましたが、ご意見・ご質疑はございませんか。 (質疑・意見なし) それでは、議案第 25 号 農用地利用集積計画について承認される方の挙手を求めます。 (全員挙手) 議案第 25 号 農用地利用集積計画については、全会一致で承認されました。 次に、議案第 26 号 農用地利用配分計画について事務局より説明をお願いします。
事務局	(資料に沿って説明)
議 長	議案第 26 号 農用地利用配分計画の説明が事務局よりありましたが、ご意見・ご質疑はございませんか。

	(質疑・意見なし) それでは、議案第 26 号 農用地利用配分計画について承認される方の挙手を求めます。 (全員挙手) 議案第 26 号 農用地利用配分計画については、全会一致で承認されました。 次に、議案第 27 号 農地法の規定による非農地証明書の交付について事務局より説明をお願いします。
事務局	(資料に沿って説明)
議 長	議案第 27 号 農地法の規定による非農地証明書の交付について事務局より説明がありましたが、ご意見・ご質疑はございませんか。
事務局	(質疑・意見なし)
議 長	それでは、議案第 27 号 農地法の規定による非農地証明書の交付について承認される方の挙手を求めます。 (全員挙手) 議案第 27 号 農地法の規定による非農地証明書の交付については、全会一致で承認されました。 次に、議案第 28 号 農地法第 5 条の規定による事業計画変更申請について事務局より説明をお願いします。
事務局	(資料に沿って説明)
議 長	議案第 28 号 農地法第 5 条の規定による事業計画変更申請について事務局より説明がありましたが、申請番号 2 番は、大分県農業会議の常設審議委員会にかけた案件ですか。

事務局	そうです。
議 長	今回の変更も、常設審議委員会にかけるようになりますか。
事務局	確認して対応します。
議 長	他の方からご意見・ご質疑はございませんか。
吉本委員	延長期間について、再度報告をお願いします。
事務局	申請番号 1 番は、令和 8 年 3 月 31 日までの延長。申請番号 2 番は、令和 7 年 3 月 31 日までの延長の計画です。
吉本委員	申請番号 1 番も申請番号 2 番も両方とも市道や県道からの進入路がどうなっているのか気になるのですが、説明をお願いします。
事務局	申請番号 1 番ですが、西側が申請者の宅地になりますが、その宅地と同じ高さまで盛土し、そちら側から進入する計画です。また、東側にある市道からも進入できるようにするため、国東市建設課に施工承認申請の手続き中とのことです。 申請番号 2 番については、隣接する道路は県道で、当初計画で自社で施行予定であったことから、国東土木事務所に既に施工承認の許可を得ています。しかし、表土剥ぎ取りを東部振興局が行うこととなったことから、進入路の施行も東部振興局が実施することとなったと聞いております。
議 長	ほかにご意見・ご質疑はございませんか。 (質疑・意見なし) それでは、議案第 28 号 農地法第 5 条の規定による事業計画変更申請について、承認される方の挙手を求めます。 (全員挙手) 議案第 28 号 農地法第 5 条の規定による事業計画変更申請に

	については、全会一致で承認されました。 次に、報告事項 非農地の取消について事務局より説明をお願いします。
事務局	(資料に沿って説明)
議 長	次に、その他について事務局より説明をお願いします。
事務局	前回、第４回総会において承認を受けました令和６年度最適化活動の目標の設定等について、令和６年度中の目標としてご説明したのですが、大分県農業会議から指摘を受け、令和６年度から１０年間に実施する目標とすることとして変更提案しますので、再度変更についてご承認をお願いしたいのでお願いします。
議 長	ただいま事務局より、前回、第４回総会において承認しました令和６年度最適化活動の目標の設定等について、県との協議の結果若干の変更をしたいとの説明でしたが、ご意見・ご質疑はございませんか。 (質疑・意見なし) それでは、その他の事項 令和６年度最適化活動の目標の設定等についての修正について承認される方の挙手を求めます。 (全員挙手) その他 令和６年度最適化活動の目標の設定等についての修正については、全会一致で承認されました。 ほかに、その他の事項であれば事務局からお願いします。
事務局	以前から、ご指摘をいただいています武蔵町麻田の３条取得の農地が１年経過しても耕作されている様子が見えなかった件ですが、取得者から新たに営農計画書の提出がありましたのでご報告します。内容は、今後養蜂を実施していくとのことですが、面積が広大であるため、３年計画で草刈りして耕起し花を植栽していくとのことでした。

	これまでと違うところは、今回から養蜂業者が入って一緒にや っていくとのことで、今までは、家族経営だったのが、業者の従 業員も入って作業をしていくとのことでした。 今後も計画どおり実施されるか注視していかなければならな いと思います。
吉本委員	現地を確認したのですか。
事務局	先日、局長と現地調査をしましたが、その際は実施の確認はで きませんでした。前所有者の古田さんにお話をお聞きすること ができました。 今後は、ビニールハウスの撤去など実施されるかどうかなど確 認していきたいと思っています。
議 長	ほかにご意見・ご質疑はございませんか。 (質疑なし)
副会長	本日は以上になりますので、副会長に閉会のあいさつをお願い します。 それではこれをもちまして、第5回農業委員会総会を終了いた します。
	議.....長 議事録署名委員..... 議事録署名委員.....